

政令番号204 ジフェニルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県						7.5E+1	75.0	75.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県						2.9E+3	2,900.0	2,900.0
13	東京都								
14	神奈川県						5.8E+3	5,800.0	5,800.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	6.0E-1			0.6		3.0E+2	300.0	300.6
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府						7.8E+3	7,800.0	7,800.0
27	大阪府								
28	兵庫県						1.0E+4	9,953.8	9,953.8
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県					1.4E+0	8.9E+2	893.2	893.2
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						1.1E+3	1,050.0	1,050.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県						1.6E+3	1,600.0	1,600.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.0E-1			0.6	1.4E+0	3.0E+4	30,372.0	30,372.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。